

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長選考会議の委員に関する規程

平成20年7月8日
規程第92号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学定款（以下「定款」という。）第10条第4項に定める理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の委員の選出等について必要な事項を定めるものとする。

(選考会議の委員)

第2条 選考会議の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 定款第17条第1項に規定する経営審議会の委員（同条第2項第2号及び第3号に掲げる者に限る。）の互選により選出された者3人
 - (2) 定款第21条第1項に規定する教育研究審議会の委員（同条第2項第3号及び第4号に掲げる者。ただし、理事を兼ねる者を除く。）の互選により選出された者3人
- 2 選考会議の委員が理事長候補者として推薦された場合、委員としての資格を失う。
- 3 前項の場合又は事故その他の事由により委員に欠員が生じた場合は、当該欠員となった委員を選出した各審議機関において、後任の委員を速やかに選出するものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、それぞれ経営審議会又は教育研究審議会委員としての任期と同一とし、再任されることができる。

附 則

この規程は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。